

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成32年12月31日まで保存)

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙生企発第64号、丙地発第12号
丙少発第12号、丙情対発第6号
丙刑企発第54号、丙捜一発第83号
丙交企発第70号、丙交指発第14号
平成22年4月21日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長

犯罪が起きにくい社会づくりの推進について

平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録するなど治安が急激に悪化したことを踏まえ、同年11月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について(依命通達)」(平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか)が発出され、爾来7年来、全国警察を挙げて犯罪抑止総合対策に取り組んでいるところである。

各般にわたる取組みの結果、平成15年から7年連続で刑法犯認知件数が減少し、着実に成果が上がってきているが、依然として、国民の不安を掻き立てる犯罪が多発傾向にあるなど、治安の改善はいまだ道半ばにある。

今後は、これまでの成果を確実に定着させながら、犯罪抑止総合対策をさらに推し進め、真に犯罪が起きにくい社会を実現しなければならない。

そのためには、現在推進している各種の施策が、本来あるべき正しい内容になっているか、また、効果的に実施されているかを点検し、不備や不合理があれば改善しなければならない。さらに、官民連携による各種のネットワークが、社会各分野の団体や個人を漏れなくカバーできているか、また、防犯関連情報が円滑にやり取りされるなど有効に活用されているかを点検し、手付かずの分野があれば新たにカバーし、運営に問題があれば改善しなければならない。

実効性のある諸々の施策が、縦糸又は横糸となって丈夫な布を織りなし、社会全体を包み込むことができれば、必ずや治安は改善し安定する。

犯罪が起きにくい社会の実現に向けて、これからが正念場である。特に、下記の点に留意の上、対策全般を整備拡充し、目的完遂に遺漏なきを期されたい。

記

1 重層的な防犯ネットワークの整備

社会各分野の各層にネットワークがきめ細かく整備されていれば、日常生活や社会活動において犯罪被害に遭う不安を感じている人々や事業者に対して、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供することができるだけでなく、事件・事故が発生した場合には、警察に対して逸速く通報や連絡をしてもらうことができる。例えば、女性、子ども、高齢者等は、性的犯罪、福祉犯罪、振り込め詐欺、

リフォーム詐欺等の犯罪被害に遭う危険に晒されているが、適切なネットワークが整備されていれば、警察や関係機関・団体は、相互に協力連携して、彼らを保護し支援することができる。

ネットワークの構築については、これまでも、鋭意進められてきたところであるが、どのような目的でどのような対象をカバーすべきかについての明確な認識の下、必要なネットワークが必要なところに構築されていなければならない。そして、運営に当たる事務局の責任と権限を明確にし、ネットワークの活用促進を図らなければならない。

また、他部門において構築されているネットワークについても、本来業務の支障の有無等を考慮の上、必要に応じて相互に活用できるよう調整されたい。

2 社会の規範意識の向上と絆^{きずな}の強化

平成14年をピークに犯罪が急増した根本的な要因として、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた地域社会の連帯感や絆、人々の高い規範意識が、時代とともに弱体化してきたことが挙げられる。犯罪抑止総合対策をスタートさせて7年余、刑法犯認知件数は確実に減少しているが、当該要因はいまだ解消されていない。

社会の中に高い規範意識と強い絆が根付いていなければ、犯罪が起きにくい社会を実現することはできない。また、刑法犯認知件数の7年連続減少等これまでの犯罪抑止対策の成果を維持することも難しい。

小さな違反や犯罪を安易に見過ごしにすることなく、中身に応じて、見咎めるべきを見咎め、心からの反省を促すことによって、規範意識の向上を図らなければならない。そのためには、まさに、官民を問わず社会を挙げた取組みが必要である。例えば、近年、万引きが少年から高齢者まで各層に広がっているが、その背景にはたかが万引きといった風潮があり、これを払拭し規範意識を向上させるためには、警察を始め行政や教育が感銘力のある取締りや防止対策に取り組むとともに、被害店舗が全件を届け出、防犯ボランティアが広報啓発活動を展開するなど、総合的な取組みが必要となる。交通ルールの遵守、サイバー空間におけるマナー向上、少年の非行防止や薬物の乱用防止の取組みもまた同様である。

また、犯罪が起きにくい社会を実現するためには、特に、社会から孤立し疎外されていると感じている人々、支え合う家族や仲間のいない人々や社会のどこにも居場所のない人々の存在に留意し、そういった人々を支援するための幅広い取組みが必要である。例えば、少年の居場所づくりや高齢者世帯への訪問支援、定住外国人をめぐる共生環境の整備等を推進しなければならない。そのためには、官民を問わず社会を挙げた取組みが必要となる。強い社会の絆は、そういった取組みを通じて培われる。

また、公共空間等の安全を見守る防犯カメラの設置拡充と青年・壮年を含む国民各層の参加する防犯ボランティア活動は、直接又は間接、社会の規範意識の向上と絆の強化に資する重要な施策であり、一層の促進支援が必要である。